平成２１年（フ）第４３２号
神奈川県相模原市上鶴間５丁目１番10号ルークス303、開始決定時の住所神奈川県相模原市上鶴間本町７丁目32番４号
破産者　福丸　正代
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１５６号
新潟県新発田市山内274番地
破産者　齋藤　元広
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成１８年（フ）第２２４号
岐阜県揖斐郡揖斐川町北方13番地　北方奥郷町営住宅Ａ棟101号室、開始決定時の住所岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方534番地１
破産者　細野　一實
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２０年（フ）第３６９号
静岡県熱海市和田町９番16号
破産者　永田　関美
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第５１６号
静岡県浜松市南区安松町10番地の２　日内地ビル202、前住所静岡県浜松市中区早出町847番地の９
破産者　齋藤　親弘
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５５７号
静岡県浜松市東区上新屋町232番地の８、前住所静岡県浜松市東区下石田町1560番地の１
破産者　古橋　　隆
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６１５号
大津市北大路１丁目３番10号
破産者　志田恵美子
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８１３号
京都市右京区太秦中筋町６番地51
破産者　桂工務店こと　桂　　宏行
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
熊本県下益城郡美里町永富321番地１
破産者　西田千鶴子
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７９５号
熊本市三郎１丁目１番45号
破産者　堤　征一郎
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８０９号
熊本県菊池郡菊陽町大字辛川1197番地
破産者　朝比　克則
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８３３号
熊本市長嶺東９丁目１番11号、前住所熊本市神園１丁目１番31―704号
破産者　池上　真紀
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８６６号
熊本市田井島２丁目６番47号
破産者　深水　正美
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１３７４５号
神奈川県横浜市鶴見区市場西中町７―32―101
破産者　石上　和明
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０３２６号
東京都豊島区駒込４丁目３―20―913
破産者　片桐　裕司
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３７３３号
埼玉県戸田市下戸田２丁目７―16―303、開始決定時の住所埼玉県さいたま市南区松本２丁目19―５―304
破産者　菊池　勝弘
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２６５号
東京都国立市富士見台１丁目38―９
破産者　市原　末吉
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２９号
東京都豊島区駒込３丁目３番20号
破産者　株式会社ＡＩバイオチップス
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４４７号
東京都葛飾区青戸６丁目16番９号
破産者　株式会社大成ラミネーター
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十二種郵便物認可